

令和3年度指定管理者監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項で規定する指定管理者の監査

2 監査対象団体、監査期日、管理施設等

監査対象団体等 (所管課)	監査期日	管理施設	指定管理料 (令和2年度)
有限会社 川西葬祭社 (住民課)	1月26日	川西町斎場	12,111,000円
一般社団法人 川西町スポーツ協会 (教育文化課)	1月25日	川西町総合体育館 (ホッケー競技場等含む)	34,122,000円 (令和3年度)
特定非営利活動法人 遅筆堂文庫プロジェクト (教育文化課)	1月21日	川西町フレンドリープラザ 川西町立図書館 遅筆堂文庫	66,100,000円
玉庭地区交流センター四方山館 (まちづくり課)	1月26日	玉庭地区交流センター兼 川西町克雪管理センター 玉庭農村公園	11,739,600円
東沢地区協働のまちづくり推進会議 (まちづくり課)	1月21日	東沢区交流センター (兼東沢生活改善センター) 東沢農村公園 東沢活性化センター 東沢舟山公園	10,886,400円

3 監査の範囲

(1) 令和2年度(川西町スポーツ協会は令和3年度)に執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

(2) 指定管理者の選定方法及び協定書の締結内容

4 監査の方法

所管課に関しては、次の点を主眼とした。

- ・指定管理者の選定、協定書の締結及び指定管理料の積算が適正になされているか。
- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

指定管理者に関しては、次の点を主眼とした。

- ・協定書及び仕様書の条件等に基づき業務が執行されているか。
- ・会計処理及び出納関係の諸帳簿の整備は適正になされているか。
- ・利用料金又は使用料の収納及び減免は、適正に行われているか。

上記項目を主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類等の確認を行い、関係者からの説明を聴取し監査を執行した。

(1) 事前提出書類

- ① 指定管理者の選定理由等
- ② 基本協定書、年度協定書及び業務仕様書
- ③ 指定管理料の積算根拠
- ④ 指定管理者の組織図
- ⑤ 指定管理者の事業計画書、事業報告書
- ⑥ 指定管理者の決算及び事業経過
- ⑦ 指定管理料を除く町費の支出状況
- ⑧ 利用料金又は使用料の徴収及び減免の状況

(2) 説明のため出席した者

- ① 有限会社 川西葬祭社
取締役社長 山口 修一
所管課：住民課
課長 近 祐子、環境衛生主査 高橋 豊文
- ② 一般社団法人 川西町スポーツ協会
副会長 大崎 顯一、専務理事 滝田 浩一
所管課：教育文化課
課長 安部 博之、スポーツ振興主幹 齋藤 雅美
- ③ 特定非営利活動法人 遅筆堂文庫プロジェクト
筆頭代表理事 阿部 孝夫、館長 栗田 政弘、副館長 平田 和雄、
図書館副館長 遠藤 敦子
所管課：教育文化課
課長 安部 博之、生涯学習主幹 井上 明子
- ④ 玉庭地区交流センター四方山館
館長 鈴木 孝司、事務局長 藤本 亜希
所管課：まちづくり課
課長 針生 富雄、地域振興主幹 齊藤 敏明、地域振興主査
関川 守、主任 江袋 征太
- ⑤ 東沢地区協働のまちづくり推進会議
会長 阪野 正則、事務局長 佐々木 英之
所管課：まちづくり課
課長 針生 富雄、地域振興主幹 齊藤 敏明、地域振興主査
関川 守

5 監査結果

監査対象事項において、適正に処理されていた。